

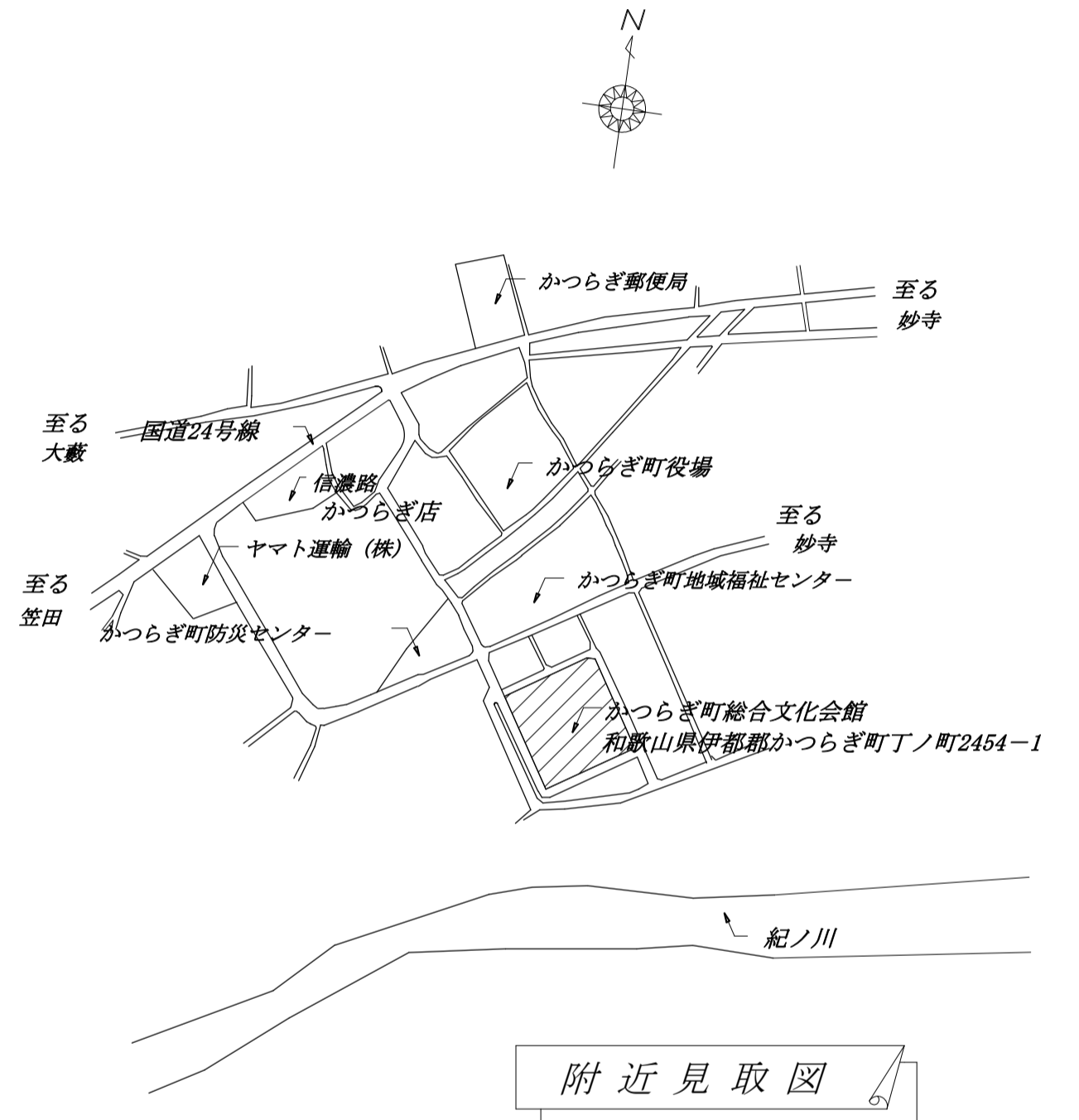
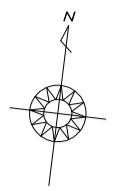
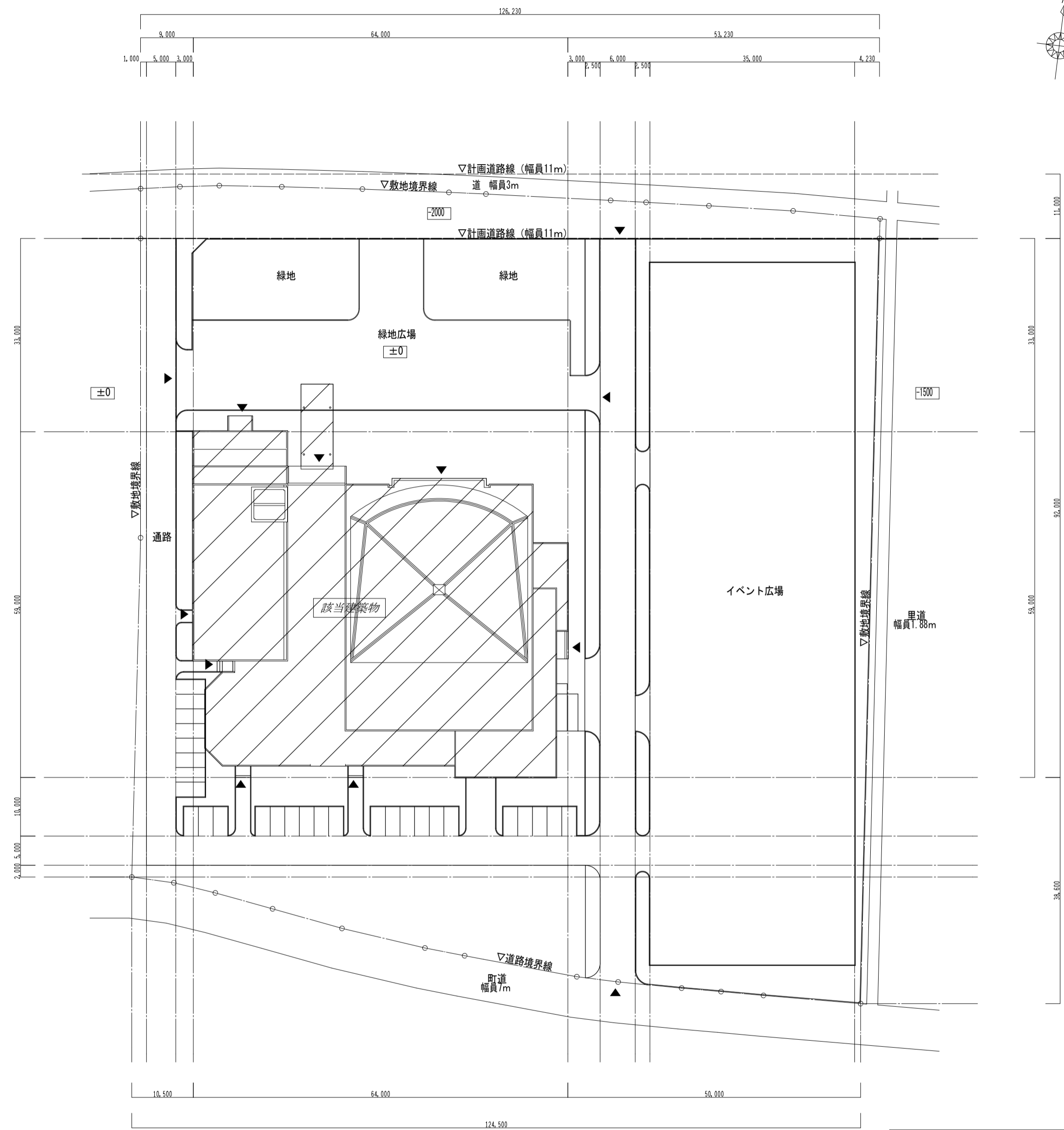
令和8年度 公共施設等適正管理推進事業

総合文化会館AVホール舞台吊物改修工事 設計書

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	特記仕様書	M-01	AVホール 舞台吊物改修工事 特記仕様書
A-02	配置図・附近見取図	M-02	AVホール改修仕様一覧表・平面 断面・ブドウ棚図
A-03	既存1階平面図・内部仮設図	M-03	AVホール単線接続図・吊物制御盤 ・操作盤外形図

		MAP	TAIRA ARCHITECTS & ENGINEERS INC.				
	工事設計図	SCALE	DATE	CHECKED BY	DRAWN BY	DRAWING NO	平一級建築士設計事務所
		/ /				/ /	一級建築士 大臣登録 第86127号 中村平

工事特記仕様書		1 概要		2 特記事項		3 特記事項		4 特記事項		5 特記事項		6 特記事項		7 特記事項		8 特記事項		9 特記事項		10 特記事項	
1	工事概要	1. 工事年度及番号 令和 8 年度	2. 事業名 公共施設等適正管理推進事業	3. 工事名 総合文化会館AVホール舞台吊物改修工事	4. 工事場所 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字 丁ノ町 地内	5. 工事種目 構造 SRC造 増築 建築面積 3277.88㎡ 延床面積 5681.84㎡	1. 図面及び特記仕様に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(最新年度版)による。以下「標準」という。尚、解説書として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」(最新年度版)を用いる。	2. 特記仕様 (1) 特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のない場合は ※印のあるものを適用する。 ○印と ※印のある場合は両方を適用する。 印で打消した部分については適用しない。 (2) 特記事項に記載の()内表示番号は標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。	3. 疑義 ○ 本工事の設計図書に関する疑義は、工事契約前、質疑応答書等による書面での確認しておくものとする。 ○ 設計図書に記載なくとも、外観上、構造上、設備上当然必要と認められるものは、係員の指示に従い、該負金額の範囲内において施工するものとする。	4. 工事内容 ・制御盤 縦横インバータ方式(サスペンションライト1・2 スクリーン アッパーホリゾントライト 裏面パト ン ・シーリングライト、レベル設定機能付き等、巻上機の取替え ・操作盤	11-化学物質の濃度測定 ホルムアルデヒド ・ 要 ・ 不要 VOC ・ 要 (下記) ・ 不要 ・ トルエン ・ キシレン ・ エテルベンゼン ・ スチレン ・ パラジクロロベンゼン 厚生労働省が定める化学物質の濃度が指針値以下であることを確認し、係員に報告すること。 対象者名: (係員と協議の上、決定とする。) 測定法 ・ 検知紙法 ・ 検知管法 ・ 定電位電解法 ・ 吸光光度法 ・ 高気拡散式分析法 () 毎月末毎の工事進捗状況を示した工程表を提出する。	12-全般的工事経過の報告 13-定例会合開催 14 施工計画書等 15 工事写真 16 提出図書	4) 施工中、接着剤・塗料等の塗布に当たっては、使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとること。 また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に放散した溶剤成分等の希釈を図ること。 3. 本工事に使用する材料については、化学物質等安全データシート(MSDS)等により確認を行い、アスベスト含有建材を使用しない。 ホルムアルデヒド ・ 要 ・ 不要 VOC ・ 要 (下記) ・ 不要 ・ トルエン ・ キシレン ・ エテルベンゼン ・ スチレン ・ パラジクロロベンゼン 厚生労働省が定める化学物質の濃度が指針値以下であることを確認し、係員に報告すること。 対象者名: (係員と協議の上、決定とする。) 測定法 ・ 検知紙法 ・ 検知管法 ・ 定電位電解法 ・ 吸光光度法 ・ 高気拡散式分析法 () 毎月末毎の工事進捗状況を示した工程表を提出する。 ・ 工事の円滑な遂行を計るため、係員の指示により、工事期間中定期的に各工事責任者を召集し、打合せを行うものとする。 ・ 該負者は、定例会合議事録をとり、その都度係員の承認を得るものとする。 工事別に、機器、機材、工程などを具体的に定めた施工計画書を作成し監督員の承認を受ける。 下記のものを係員に提出する。(参考:建設工事写真撮影の指針) 区分 分類規格 撮影枚数 部数 着工前 カラーサービス版 監督員の指示による 2 工事中 同上 同上 2 完成後 同上 同上 2 ○ 本工事に伴う提出図書は、下記に定める他、必要に応じて作成するものとする。 提出図書 部数 提出時期 備考 1. 工事請負契約書 各1 契約時 2. 工事工程表 2 契約後速やかに 3. 現場代理人及び主任技術者届 2 " 経歴書 一級建築士証明(規模による) 4. 施工体制台帳 2 " " 5. 材料リスト 2 " " 6. 仮設計画書 2 " " 7. 施工図、製作図 2 実施15日前 各工事毎 8. 工事工程報告書 2 一ヶ月毎 工事進捗表、写真、日報 9. 打合議事録 2 その都度 10. 変更工事発覚届 2 " " 11. 出来高承認 1 " " 12. 官公署届出書届控 1 " " 13. 材料試験報告書 2 試験後10日以内 14. 工事竣工届 1 竣工時 15. 工事竣工引渡書 1 " " 16. 工事竣工図 1 竣工時より20日 17. 工事竣工写真 2 " 外観・室内共 18. 工事保証書 2 竣工時 19. 鍵リスト 1 " 指定ボックス入 20. 図面製本(工服用) 2 契約後速やかに 係員の指示により増冊有 21. 図面製本(竣工用) 2 " " ○ 上記以外、必要の応じた図面及び書類等を求められた時は速やかに所定の書面に提出すること。 ○ 工事竣工図は、表紙工事名文字入製本とし、二部提出する。 ○ デジタルカメラによるものとし、撮影及び整理方法は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」最新版による。 ・ 提出は、紙印刷及びCADデータとの両方を提出する。 ※ 要 本工事における建設工事保険は、火災などの損害に対して復旧を担保できるものであること。その保険の加入期間は、工事着工から完成引き渡しまでとする。引き渡し後から1ヶ月間は火災保険に加入し、火災保険の名称は、発注者名とする。工事に伴う現場内外一切の安全対策については、関係法規並びに係員の指示により万全を期す事。 ○ 不要 現場には次の技術者計(1)名以上常駐させること。 ・ 監理技術者 ・ 主任技術者 ・ その他監理技術者又は主任技術者を補佐出来る技術者 ・ 有(工事請負契約書第34条によること) ○なし ・ 有(工事請負契約書第29条によること) ○なし ○ 本工事引渡し後から3ヶ月間に、1回の保守点検調整を行う。不備がせじれた場合速やかに該負業者の責任にておいて速やかに撤去丁寧に復旧する。尚、機器の保証期間は、引き渡しから1年間とする。 ○ 本工事施工に際しては、本工事場所が、工事による騒音、振動などについて地域規制されていないかを確認し、規制に従い施工計画を立て、関係官庁の指導を受ける。 ・ 「建設業退職金共済組合」に加入し、その掛金収納書提出すること。 品質を確保するため、舞合構造設備施工業務停止以下の実績を有する舞合機構等事業者によるものとする。 (1) 建築工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されたもので 建設許可業「機械器具設置事業」(国土交通大臣令、特定建設工事許可)の取得業者であること。 (2) 対象工事の工程、「機械器具設置」に係る建設業法(昭和24年法律100号)、第2条の規定に基づく国土交通大臣の特定建設業の許可すること。 (3) 対象工事の工程(機械器具設置)に係る経営事項審査の総合評価値(P)が950点以上の者で、かつ本工事に施工能力があること。 (4) 平成25年度以降(過去10年間)に完成、き渡しをした、固定床1200席以上の音楽ホールの新築、増築、又は改築工事に係る舞合機構の工事を元請(単独または共同企業体の出資比率20%以上の構成員に限る)として施工した実績(増築又は改修工事については、当該増築または改修工事部分に限る) (5) 地方自治体施行令第167条の4に該当する者でないこと。 (6) 既存舞合吊物機構保守受下業者に対し、事前に制作図面および制御プログラム等を提示し、十分な協議のもと施設管理者及び既存舞合吊物機構保守点検業者確認をとること。 その後、監督員の承認を受け、機器機材、諸書の制作に取りかかること。 (7) 施工業者は、JAET(劇場演出空間技術協会)の正会員であり、ISO9001取得業者であること。 (8) 本工事において、既存舞合吊物機構保守点検業者により工事期間中既存設置機器との連動機能を確保すること。 (9) 機器の動作確認時に不具合が生じた場合は、速やかに補修及び是正を要すること。 上記、(6)~(9)に係る費用については受注者負担とする。 舞合吊物機構の既設機器、更新機器との調整は、施工に留意すること。安全上の観点から現場を感知している既設点検業者にて、既設機器と更新機器で使用する装置及び、製品が適切に連動し機能するかの動作確認を工事期間内に行い、既設舞合吊物機構点検業者に「性能見解書」を提出すること。 上記、特記事項に係る費用等については受注者負担とする。 各部確認の上、試運転を行い騒音、振動、異常等のチェックし、異常があった場合は処理を行った上、速度、電圧、電流等を測定して記録する。 工事完了後、運転成績書を作成し報告書提出すること。	1 一般事項 2 敷地状況の確認 3 足場等 4 仮囲い 5 現場事務所 6 工事用電力、水、その他 7 保護設備 8 電動機 9 減速機 10 ブレーキ 11 マシンベース 12 巻取ドラム 13 トラクションシープ 14 歯車 15 伝達軸 16 滑車類 (枝・元・横滑車) 17 フレーム 18 ワイヤロープ 19 引綱ロープ 20 扉閉閉ロープ 21 カウンタレール 22 ロープブロック 23 手動巻取式 24 制御盤 25 操作盤 26 機能 27 配管配線 28 リミットスイッチ 29 ファイナルスイッチ 30 インバータ 31 レベル設定機能 32 過負荷防止装置 33 草地種類 34 草地 35 機械クリーニング 36 一般事項 37 塗装工事 38 合成樹脂塗料(ペイント)塗布(SOP)	仮設物の強度を確認し、適時点検を実施する。 工事着手前 敷地・附近状況の写真を添え 記録しておくとともに、工事中適時、相異の有無を点検し係員に報告する。(敷地境界、周囲地盤、排水溝、道路、建物等) 足場、作業台、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 基発第0420041号 平成2年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中きん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・ 構造: ・ 鋼鉄製 ・ その他(コーン、バリケード程度) ・ 高さ: ・ 1.8m・3.0m ・ その他(安全上必要とおもわれる高さ) ・ 仕上: ・ 仕上なし ・ その他() ・ 範囲: 道路面、階地面、及び安全上必要と思われる範囲とする。 ○ 設ける ○ 設けない 規模 ・ (10.00)㎡程度 備品については、係員の指示による。 本工事に必要な工事用電力(基本料含む)、工事用水、及び官公署等への諸手続など建物引渡しまでに要する使用料金はすべて該負者の負担とする。 構内既存の施設 工事用電力 ○ 利用できる(・有償 ○無償) ※ 利用できない 工事用水 ○ 利用できる(・有償 ○無償) ※ 利用できない 本工事の施工に当たり、付近住民、隣接建物、工作物、通行人に対して損害を与えないように、必要な防護線を計画し、係員及び関係者の承認を得て実施する。万一損害を与えた時は、速やかに応急手当、復旧工事をする。尚、これらに要した費用は、該負業者の負担とする。 工事完了後、建物引渡し前に全体の点検を行い、公道の工事による損傷部は完全に復旧すること。 機構の用途、荷重、昇降(移動)、速度、起動停止制御、速度制御、周囲環境等に連した形式、容量のものを選定する。荷重、減速比、使用時の回転数、(変速機にあっては回転数範囲)、効率、逆転効率等の適したものを選定する。 機構の荷重、速度、制動時の滑り等に連したものであり、電動機の起動、停止連動して動作すること。 ブレーキの保持は、スプリングによる動力を必要としない方式とする。 昇降する装置のブレーキトルクは定格積載の停止時に必要なトルクの150%以上とする。 水平移動の装置にあっては定格運転トルク100%以上とする。 十分な強度の部材を組合せた上、電動機、減速機などの各機器を精密に組立、複数のボルト、またはアンカーボルトで固定する。 巻巻は使用するワイヤロープに適した形状とし、巻取ドラムの直径は使用するワイヤロープの公称径またはロープ径の30倍以上とする。巻取ドラムの巻巻と巻取ワイヤロープのなす角度は45度以下とする。 巻巻は使用するワイヤロープに適した形状とし、直径は使用ワイヤロープの公称径の30倍以上とする。 荷重、減速比により選定された材質、寸法のもの機械加工し、回転を確実に伝達する構造とする。 目的に応じた材質、寸法のもの機械加工し、適切な継手及び軸突で固定する。 用途、荷重に連したものを堅固に組立つける。滑車のワイヤ溝とワイヤロープとのなす角度(フリートアングル)は2度以下とする。ワイヤ溝は使用ワイヤロープに適した形状とし、そのピッチ直径は使用するワイヤロープ径の25倍以上とする。材質は鋼鉄、鋼製、またはナイロン樹脂とする。 但し、滑車の直径については、ワイヤ受け等の荷重の支持を目的としないもの及び、安全上支障のない用途ではこの限りではない。 使用目的、強度、並びに重量等を考慮した沿い量を選擇、又はボルト止めする 組立ボルトは中ボルトを使用し、係員等による応力・変形に十分耐える構造とする。 JISマーク表示品、又はこれと同等の製品とする。ワイヤロープに加わる荷重は、定格積載の吊物静止時においてJIS破断重量の1/10以下とする。ワイヤロープと吊物機器との接続は締結する。 引綱ロープに加わる荷重は定格積載の吊物機構静止時において、そのロープの引強さの1/10以下とする。 φ9mmロープ(黒染め鋼製)とする。 用途、荷重に応じた形式、材質のレールを使用し吊荷重に耐え、扉閉の閉閉に円滑に行える構造とする。 閉閉ランナーは、軸部にベアリング入りとする。 引綱ロープを容易に固定でき除けが容易に入ることとし、分銅と吊物がバランスされている時のズレ止めとする。 定格積載に応じてハンドルとし、手を離してもブレーキがきき、逆転しない構造とする。 滑車・巻取ドラムの直径は、使用するワイヤロープ径の15倍以上とする。 各装置の使用目的に応じた配線用遮断機・電線接触機・補助制御器・端子台等を取付板に組立する。 操作盤(操作部)の操作に対して、舞合機構を適切に起動停止し、速度等を制御する。 操作盤形状 ・ 壁面自立型 ○ 壁面埋込型 ・ 床面固定型 ・ 可搬型操作パネル ・ その他 操作に必要な応答の押印・表示灯等を組み込み、配列・タッチ機能付等、監督員との協議の上決定する。 ・ 可変速機能 ・ グループ運転機能 ・ 位置決め機能(レベル設定) ・ 過積載検知機能 ・ 過積載数値表示機能 電線、ケーブル、電線管、ケーブルラック等の選定は、監督員との協議の上決定する。 動力を用いた機構、もしくは電気的確認を必要とする機構において、使用条件に応じ、プランジャ型、ローラレバー型等のリミットスイッチをカム、付子金具、又はアーム本体等に動作させ、用途上必要な停止位置、動作範囲の限度、または確認位置で自動的に電気回路の開閉が行えるものとする。 上限・下限停止位置(閉閉停止位置)を超えた位置にリミットスイッチ等を設け巻上機の起動、停止回路より上位の電源を遮断させる。異常動作発生時に検出出来るよう、パトンプライズの上昇、またはカウンタウエートの昇降から検出すること原則とする。電動巻取式(エレベーター)の手すりはワイヤロープの動きから検出してもよい。 制御方式は、正逆液(パルス幅変調方式)とする。高調波ノイズ対策用として電磁シールド、(ラインノイズフィルタ)付とする。高調波流出対策としてACリアクトルまたはDCリアクトル付とする。 PLC、又はPCを使用し、操作スイッチ、テンキーにより、装置停止位置、速度を指令する。 各装置は設定された速度で実行され、パルスエンコーダの値が指令値と一致する時、自動的に停止する。 装置、現在値等をモニタに表示させる。 荷重が設計荷重(許容荷重)以上になった時、振動装置の動作を停止、または警報を発する。 (那重物安全指針・同解説の適用範囲のものに取付する) ・ 別珍アハ ・ ベルベット ・ レヨンベルベット ・ 11号頒布 ・ ウールサージ ・ 別織地 ・ かつらぎ地 ○ リン地 仕様書及び設計図書に基づき、各草地の製作及び吊込みをする。各草地は見本品を提出し、監督員の承認を受けた後に、仕立てを行う。製作に際し、消防法に基づき、防火マークを各草地(裏面)に貼り付ける。 各草地上部には、吊り下げに必要な紐を約300mmピッチに取付ける。中央の紐は、色の異なる紐とする。 但し、強張みスクリーン等特殊な草はこの限りではない。 現地で取外した草地はクリーニング後、防火加工及び仕立て加工を行う。クリーニングは換気除去した後、専用の洗浄剤にてブラッシングを行い吸引する。クリーニング後薬剤の噴霧散布にて防汚処理を行う。 完了後に裏地、チチ組パイズ袋等必要部材を縫製加工し現地搬入吊込みを行う。 但し、強張みスクリーン等特殊な草はこの限りではない。 ・ 草地調整及び塗装工程は、「公共建築協会共通仕様書」による。 ・ 施工要領書(㎡当たり使用量)を提出の上、係員の承認を得ること。 ・ 国土交通省建築工事共通仕様書に基づく環境対応塗装仕様とする。 工場において加工及び部品製作後、仮組調整を行い、仮検査終了後、本検査・出かきに先立ち錆止め塗日字、仕上げ塗装を施す。但し、現場溶接は現場塗装をすること。 刷毛塗り、刷毛目目を塗り、塗り落とし、たまり、流れ、泡等の欠点の生じないように塗る。吹き付け塗装は、塗装スプレーガンを用い、ガンの種類、口径及び空気圧は用いる塗料により適切なものを選び、吹きむらのない様に塗装する。鋼材を用いた主要な部材は合成樹脂塗料(ペイント)塗装、制御盤・操作盤はメラミン樹脂焼き付塗装とする。 JIS K 5516の規定に適合するもの。 ※ A種 ・ B種	(1. 1. 1(a)) (1. 1. 3(a)) (1. 1. 4) (1. 2. 2(a)) (1. 3. 8) (1. 3. 10) (1. 4. 1) (18. 1. 1) (表18. 4. 1)					
11	11-化学物質の濃度測定	ホルムアルデヒド ・ 要 ・ 不要 VOC ・ 要 (下記) ・ 不要 ・ トルエン ・ キシレン ・ エテルベンゼン ・ スチレン ・ パラジクロロベンゼン 厚生労働省が定める化学物質の濃度が指針値以下であることを確認し、係員に報告すること。 対象者名: (係員と協議の上、決定とする。) 測定法 ・ 検知紙法 ・ 検知管法 ・ 定電位電解法 ・ 吸光光度法 ・ 高気拡散式分析法 () 毎月末毎の工事進捗状況を示した工程表を提出する。	12-全般的工事経過の報告 13-定例会合開催 14 施工計画書等 15 工事写真 16 提出図書	4) 施工中、接着剤・塗料等の塗布に当たっては、使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとること。 また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に放散した溶剤成分等の希釈を図ること。 3. 本工事に使用する材料については、化学物質等安全データシート(MSDS)等により確認を行い、アスベスト含有建材を使用しない。 ホルムアルデヒド ・ 要 ・ 不要 VOC ・ 要 (下記) ・ 不要 ・ トルエン ・ キシレン ・ エテルベンゼン ・ スチレン ・ パラジクロロベンゼン 厚生労働省が定める化学物質の濃度が指針値以下であることを確認し、係員に報告すること。 対象者名: (係員と協議の上、決定とする。) 測定法 ・ 検知紙法 ・ 検知管法 ・ 定電位電解法 ・ 吸光光度法 ・ 高気拡散式分析法 () 毎月末毎の工事進捗状況を示した工程表を提出する。 ・ 工事の円滑な遂行を計るため、係員の指示により、工事期間中定期的に各工事責任者を召集し、打合せを行うものとする。 ・ 該負者は、定例会合議事録をとり、その都度係員の承認を得るものとする。 工事別に、機器、機材、工程などを具体的に定めた施工計画書を作成し監督員の承認を受ける。 下記のものを係員に提出する。(参考:建設工事写真撮影の指針) 区分 分類規格 撮影枚数 部数 着工前 カラーサービス版 監督員の指示による 2 工事中 同上 同上 2 完成後 同上 同上 2 ○ 本工事に伴う提出図書は、下記に定める他、必要に応じて作成するものとする。 提出図書 部数 提出時期 備考 1. 工事請負契約書 各1 契約時 2. 工事工程表 2 契約後速やかに 3. 現場代理人及び主任技術者届 2 " 経歴書 一級建築士証明(規模による) 4. 施工体制台帳 2 " " 5. 材料リスト 2 " " 6. 仮設計画書 2 " " 7. 施工図、製作図 2 実施15日前 各工事毎 8. 工事工程報告書 2 一ヶ月毎 工事進捗表、写真、日報 9. 打合議事録 2 その都度 10. 変更工事発覚届 2 " " 11. 出来高承認 1 " " 12. 官公署届出書届控 1 " " 13. 材料試験報告書 2 試験後10日以内 14. 工事竣工届 1 竣工時 15. 工事竣工引渡書 1 " " 16. 工事竣工図 1 竣工時より20日 17. 工事竣工写真 2 " 外観・室内共 18. 工事保証書 2 竣工時 19. 鍵リスト 1 " 指定ボックス入 20. 図面製本(工服用) 2 契約後速やかに 係員の指示により増冊有 21. 図面製本(竣工用) 2 " " ○ 上記以外、必要の応じた図面及び書類等を求められた時は速やかに所定の書面に提出すること。 ○ 工事竣工図は、表紙工事名文字入製本とし、二部提出する。 ○ デジタルカメラによるものとし、撮影及び整理方法は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」最新版による。 ・ 提出は、紙印刷及びCADデータとの両方を提出する。 ※ 要 本工事における建設工事保険は、火災などの損害に対して復旧を担保できるものであること。その保険の加入期間は、工事着工から完成引き渡しまでとする。引き渡し後から1ヶ月間は火災保険に加入し、火災保険の名称は、発注者名とする。工事に伴う現場内外一切の安全対策については、関係法規並びに係員の指示により万全を期す事。 ○ 不要 現場には次の技術者計(1)名以上常駐させること。 ・ 監理技術者 ・ 主任技術者 ・ その他監理技術者又は主任技術者を補佐出来る技術者 ・ 有(工事請負契約書第34条によること) ○なし ・ 有(工事請負契約書第29条によること) ○なし ○ 本工事引渡し後から3ヶ月間に、1回の保守点検調整を行う。不備がせじれた場合速やかに該負業者の責任にておいて速やかに撤去丁寧に復旧する。尚、機器の保証期間は、引き渡しから1年間とする。 ○ 本工事施工に際しては、本工事場所が、工事による騒音、振動などについて地域規制されていないかを確認し、規制に従い施工計画を立て、関係官庁の指導を受ける。 ・ 「建設業退職金共済組合」に加入し、その掛金収納書提出すること。 品質を確保するため、舞合構造設備施工業務停止以下の実績を有する舞合機構等事業者によるものとする。 (1) 建築工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されたもので 建設許可業「機械器具設置事業」(国土交通大臣令、特定建設工事許可)の取得業者であること。 (2) 対象工事の工程、「機械器具設置」に係る建設業法(昭和24年法律100号)、第2条の規定に基づく国土交通大臣の特定建設業の許可すること。 (3) 対象工事の工程(機械器具設置)に係る経営事項審査の総合評価値(P)が950点以上の者で、かつ本工事に施工能力があること。 (4) 平成25年度以降(過去10年間)に完成、き渡しをした、固定床1200席以上の音楽ホールの新築、増築、又は改築工事に係る舞合機構の工事を元請(単独または共同企業体の出資比率20%以上の構成員に限る)として施工した実績(増築又は改修工事については、当該増築または改修工事部分に限る) (5) 地方自治体施行令第167条の4に該当する者でないこと。 (6) 既存舞合吊物機構保守受下業者に対し、事前に制作図面および制御プログラム等を提示し、十分な協議のもと施設管理者及び既存舞合吊物機構保守点検業者確認をとること。 その後、監督員の承認を受け、機器機材、諸書の制作に取りかかること。 (7) 施工業者は、JAET(劇場演出空間技術協会)の正会員であり、ISO9001取得業者であること。 (8) 本工事において、既存舞合吊物機構保守点検業者により工事期間中既存設置機器との連動機能を確保すること。 (9) 機器の動作確認時に不具合が生じた場合は、速やかに補修及び是正を要すること。 上記、(6)~(9)に係る費用については受注者負担とする。 舞合吊物機構の既設機器、更新機器との調整は、施工に留意すること。安全上の観点から現場を感知している既設点検業者にて、既設機器と更新機器で使用する装置及び、製品が適切に連動し機能するかの動作確認を工事期間内に行い、既設舞合吊物機構点検業者に「性能見解書」を提出すること。 上記、特記事項に係る費用等については受注者負担とする。 各部確認の上、試運転を行い騒音、振動、異常等のチェックし、異常があった場合は処理を行った上、速度、電圧、電流等を測定して記録する。 工事完了後、運転成績書を作成し報告書提出すること。	1 一般事項 2 敷地状況の確認 3 足場等 4 仮囲い 5 現場事務所 6 工事用電力、水、その他 7 保護設備 8 電動機 9 減速機 10 ブレーキ 11 マシンベース 12 巻取ドラム 13 トラクションシープ 14 歯車 15 伝達軸 16 滑車類 (枝・元・横滑車) 17 フレーム 18 ワイヤロープ 19 引綱ロープ 20 扉閉閉ロープ 21 カウンタレール 22 ロープブロック 23 手動巻取式 24 制御盤 25 操作盤 26 機能 27 配管配線 28 リミットスイッチ 29 ファイナルスイッチ 30 インバータ 31 レベル設定機能 32 過負荷防止装置 33 草地種類 34 草地 35 機械クリーニング 36 一般事項 37 塗装工事 38 合成樹脂塗料(ペイント)塗布(SOP)	仮設物の強度を確認し、適時点検を実施する。 工事着手前 敷地・附近状況の写真を添え 記録しておくとともに、工事中適時、相異の有無を点検し係員に報告する。(敷地境界、周囲地盤、排水溝、道路、建物等) 足場、作業台、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 基発第0420041号 平成2年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中きん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・ 構造: ・ 鋼鉄製 ・ その他(コーン、バリケード程度) ・ 高さ: ・ 1.8m・3.0m ・ その他(安全上必要とおもわれる高さ) ・ 仕上: ・ 仕上なし ・ その他() ・ 範囲: 道路面、階地面、及び安全上必要と思われる範囲とする。 ○ 設ける ○ 設けない 規模 ・ (10.00)㎡程度 備品については、係員の指示による。 本工事に必要な工事用電力(基本料含む)、工事用水、及び官公署等への諸手続など建物引渡しまでに要する使用料金はすべて該負者の負担とする。 構内既存の施設 工事用電力 ○ 利用できる(・有償 ○無償) ※ 利用できない 工事用水 ○ 利用できる(・有償 ○無償) ※ 利用できない 本工事の施工に当たり、付近住民、隣接建物、工作物、通行人に対して損害を与えないように、必要な防護線を計画し、係員及び関係者の承認を得て実施する。万一損害を与えた時は、速やかに応急手当、復旧工事をする。尚、これらに要した費用は、該負業者の負担とする。 工事完了後、建物引渡し前に全体の点検を行い、公道の工事による損傷部は完全に復旧すること。 機構の用途、荷重、昇降(移動)、速度、起動停止制御、速度制御、周囲環境等に連した形式、容量のものを選定する。荷重、減速比、使用時の回転数、(変速機にあっては回転数範囲)、効率、逆転効率等の適したものを選定する。 機構の荷重、速度、制動時の滑り等に連したものであり、電動機の起動、停止連動して動作すること。 ブレーキの保持は、スプリングによる動力を必要としない方式とする。 昇降する装置のブレーキトルクは定格積載の停止時に必要なトルクの150%以上とする。 水平移動の装置にあっては定格運転トルク100%以上とする。 十分な強度の部材を組合せた上、電動機、減速機などの各機器を精密に組立、複数のボルト、またはアンカーボルトで固定する。 巻巻は使用するワイヤロープに適した形状とし、巻取ドラムの直径は使用するワイヤロープの公称径またはロープ径の30倍以上とする。巻取ドラムの巻巻と巻取ワイヤロープのなす角度は45度以下とする。 巻巻は使用するワイヤロープに適した形状とし、直径は使用ワイヤロープの公称径の30倍以上とする。 荷重、減速比により選定された材質、寸法のもの機械加工し、回転を確実に伝達する構造とする。 目的に応じた材質、寸法のもの機械加工し、適切な継手及び軸突で固定する。 用途、荷重に連したものを堅固に組立つける。滑車のワイヤ溝とワイヤロープとのなす角度(フリートアングル)は2度以下とする。ワイヤ溝は使用ワイヤロープに適した形状とし、そのピッチ直径は使用するワイヤロープ径の25倍以上とする。材質は鋼鉄、鋼製、またはナイロン樹脂とする。 但し、滑車の直径については、ワイヤ受け等の荷重の支持を目的としないもの及び、安全上支障のない用途ではこの限りではない。 使用目的、強度、並びに重量等を考慮した沿い量を選擇、又はボルト止めする 組立ボルトは中ボルトを使用し、係員等による応力・変形に十分耐える構造とする。 JISマーク表示品、又はこれと同等の製品とする。ワイヤロープに加わる荷重は、定格積載の吊物静止時においてJIS破断重量の1/10以下とする。ワイヤロープと吊物機器との接続は締結する。 引綱ロープに加わる荷重は定格積載の吊物機構静止時において、そのロープの引強さの1/10以下とする。 φ9mmロープ(黒染め鋼製)とする。 用途、荷重に応じた形式、材質のレールを使用し吊荷重に耐え、扉閉の閉閉に円滑に行える構造とする。 閉閉ランナーは、軸部にベアリング入りとする。 引綱ロープを容易に固定でき除けが容易に入ることとし、分銅と吊物がバランスされている時のズレ止めとする。 定格積載に応じてハンドルとし、手を離してもブレーキがきき、逆転しない構造とする。 滑車・巻取ドラムの直径は、使用するワイヤロープ径の15倍以上とする。 各装置の使用目的に応じた配線用遮断機・電線接触機・補助制御器・端子台等を取付板に組立する。 操作盤(操作部)の操作に対して、舞合機構を適切に起動停止し、速度等を制御する。 操作盤形状 ・ 壁面自立型 ○ 壁面埋込型 ・ 床面固定型 ・ 可搬型操作パネル ・ その他 操作に必要な応答の押印・表示灯等を組み込み、配列・タッチ機能付等、監督員との協議の上決定する。 ・ 可変速機能 ・ グループ運転機能 ・ 位置決め機能(レベル設定) ・ 過積載検知機能 ・ 過積載数値表示機能 電線、ケーブル、電線管、ケーブルラック等の選定は、監督員との協議の上決定する。 動力を用いた機構、もしくは電気的確認を必要とする機構において、使用条件に応じ、プランジャ型、ローラレバー型等のリミットスイッチをカム、付子金具、又はアーム本体等に動作させ、用途上必要な停止位置、動作範囲の限度、または確認位置で自動的に電気回路の開閉が行えるものとする。 上限・下限停止位置(閉閉停止位置)を超えた位置にリミットスイッチ等を設け巻上機の起動、停止回路より上位の電源を遮断させる。異常動作発生時に検出出来るよう、パトンプライズの上昇、またはカウンタウエートの昇降から検出すること原則とする。電動巻取式(エレベーター)の手すりはワイヤロープの動きから検出してもよい。 制御方式は、正逆液(パルス幅変調方式)とする。高調波ノイズ対策用として電磁シールド、(ラインノイズフィルタ)付とする。高調波流出対策としてACリアクトルまたはDCリアクトル付とする。 PLC、又はPCを使用し、操作スイッチ、テンキーにより、装置停止位置、速度を指令する。 各装置は設定された速度で実行され、パルスエンコーダの値が指令値と一致する時、自動的に停止する。 装置、現在値等をモニタに表示させる。 荷重が設計荷重(許容荷重)以上になった時、振動装置の動作を停止、または警報を発する。 (那重物安全指針・同解説の適用範囲のものに取付する) ・ 別珍アハ ・ ベルベット ・ レヨンベルベット ・ 11号頒布 ・ ウールサージ ・ 別織地 ・ かつらぎ地 ○ リン地 仕様書及び設計図書に基づき、各草地の製作及び吊込みをする。各草地は見本品を提出し、監督員の承認を受けた後に、仕立てを行う。製作に際し、消防法に基づき、防火マークを各草地(裏面)に貼り付ける。 各草地上部には、吊り下げに必要な紐を約300mmピッチに取付ける。中央の紐は、色の異なる紐とする。 但し、強張みスクリーン等特殊な草はこの限りではない。 現地で取外した草地はクリーニング後、防火加工及び仕立て加工を行う。クリーニングは換気除去した後、専用の洗浄剤にてブラッシングを行い吸引する。クリーニング後薬剤の噴霧散布にて防汚処理を行う。 完了後に裏地、チチ組パイズ袋等必要部材を縫製加工し現地搬入吊込みを行う。 但し、強張みスクリーン等特殊な草はこの限りではない。 ・ 草地調整及び塗装工程は、「公共建築協会共通仕様書」による。 ・ 施工要領書(㎡当たり使用量)を提出の上、係員の承認を得ること。 ・ 国土交通省建築工事共通仕様書に基づく環境対応塗装仕様とする。 工場において加工及び部品製作後、仮組調整を行い、仮検査終了後、本検査・出かきに先立ち錆止め塗日字、仕上げ塗装を施す。但し、現場溶接は現場塗装をすること。 刷毛塗り、刷毛目目を塗り、塗り落とし、たまり、流れ、泡等の欠点の生じないように塗る。吹き付け塗装は、塗装スプレーガンを用い、ガンの種類、口径及び空気圧は用いる塗料により適切なものを選び、吹きむらのない様に塗装する。鋼材を用いた主要な部材は合成樹脂塗料(ペイント)塗装、制御盤・操作盤はメラミン樹脂焼き付塗装とする。 JIS K 5516の規定に適合するもの。 ※ A種 ・ B種	(1. 1. 1(a)) (1. 1. 3(a)) (1. 1. 4) (1. 2. 2(a)) (1. 3. 8) (1. 3. 10) (1. 4. 1) (18. 1. 1) (表18. 4. 1)														

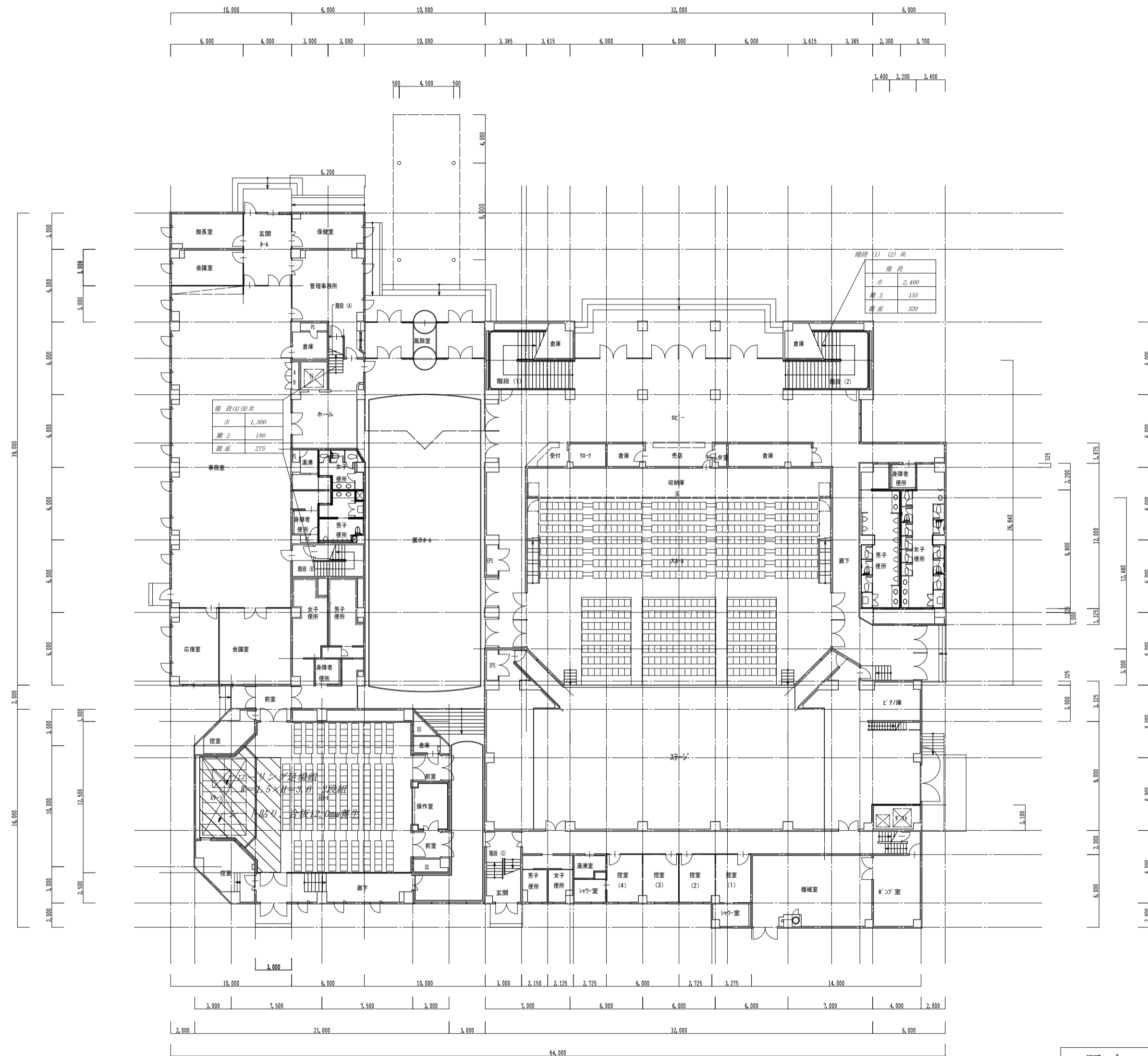


配置図 S: 1/600

令和8年度
総合文化会館AVホール舞台吊物改修工事設計図

MAP 配置図 附近見取図				
SCALE 1/600	DATE	CHECKED BY	DRAWN BY	DRAWING NO A-02

TAIRA ARCHITECTS & ENGINEERS INC
平 一 級 建 築 士 設 計 事 務 所
一級建築士 大臣登録 第86127号 中村 平



既存1階平面図 S: 1/300

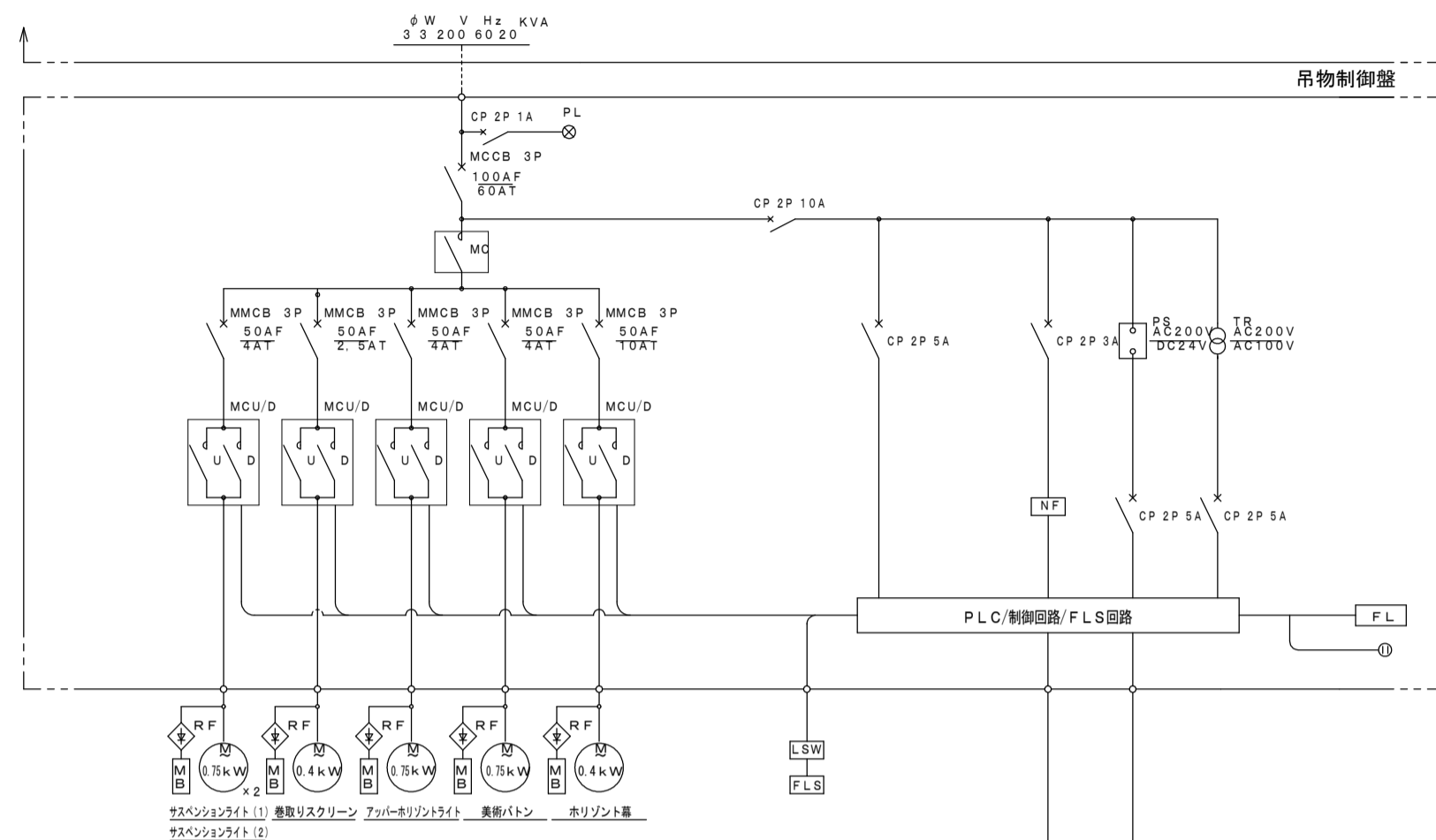
令和8年度
総合文化会館AVホール舞台吊物改修工事設計図

MAP	既存1階平面図・内部仮設図				
SCALE	DATE	CHECKED BY	DRAWN BY	DRAWING NO	
1/300				A-03	

TAIRA ARCHITECTS & ENGINEERS INC
平一級建築士設計事務所
一級建築士 大臣登録 第86127号 中村平

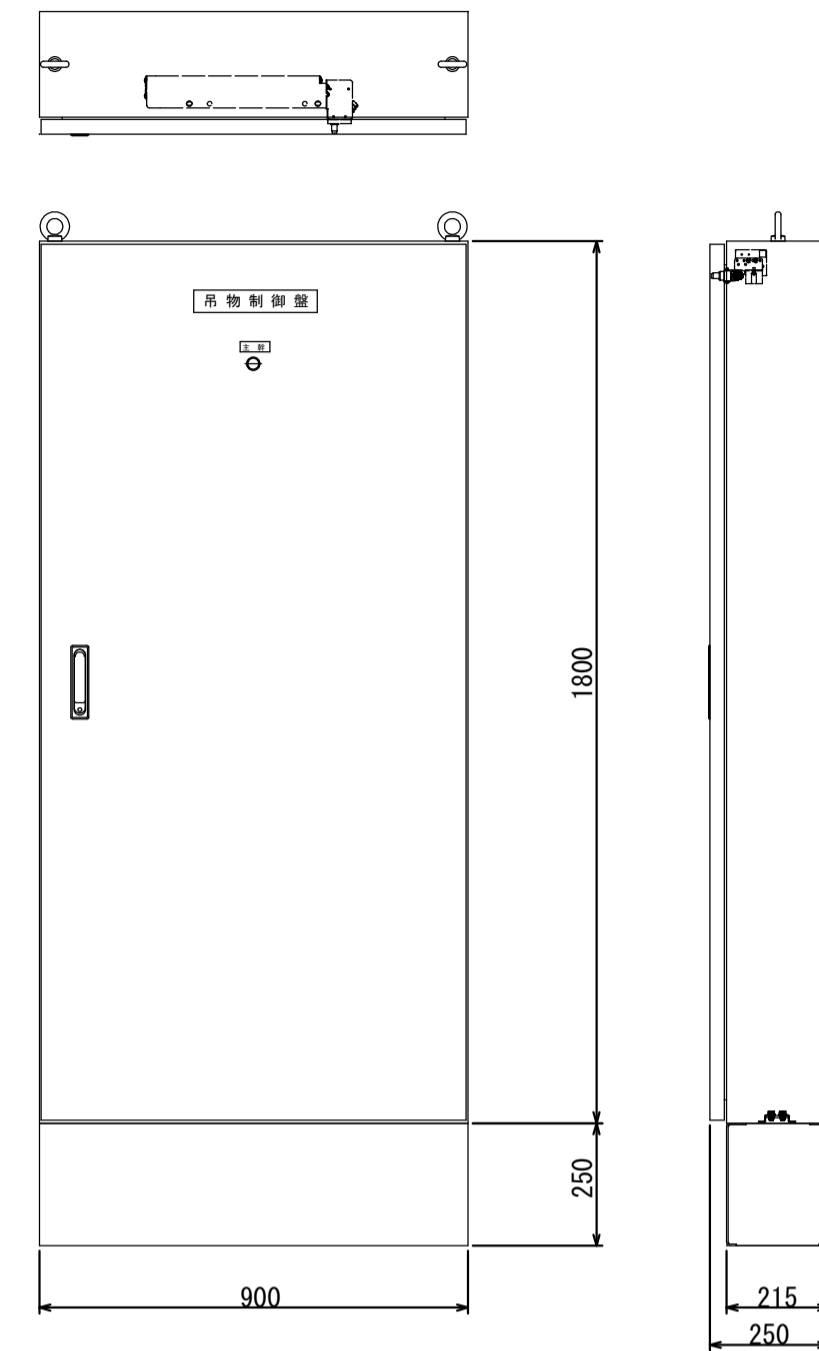
舞台機構設備 特記仕様書		※吊物機構 機器性能	① 電動機 ② 減速機 ③ ブレーキ ④ マシンベース ⑤ 巻取ドラム ⑥ トラクションシーブ ⑦ 歯 車 ⑧ 伝達軸 ⑨ 滑車類 (枝・元・横滑車) ⑩ フレーム ⑪ ワイヤロープ ⑫ 引綱ロープ ⑬ 幕開閉ロープ ⑭ カーテンレール ⑮ ローブロック ⑯ 手動巻取式 ⑰ バトン ⑱ ラダーバトン	機構の用途、荷重、昇降(移動)速度、起動停止制御、速度制御、周囲環境等に適した形式、容量のものを選定する。 荷重、減速比、使用時の回転数(変速機にあつては回転数範囲)、効率、逆転効率等の適したものを選定する。 機構の荷重、速度、制動時の滑り等に適したものであり、電動機の起動、停止と連携して動作すること。ブレーキの保持はスプリングによるなど動力を必要としない方式とする。昇降する装置のブレーキトルクは定格積載の停止時に必要なトルクの150%以上とする。水平移動の装置にあつては定格運転トルク100%以上とする。 十分な強度の部材を組合せた上に、電動機、減速機などの各機器を精密に組立、複数のボルト、又はアンカーボルトで固定する。 巻満は使用するワイヤロープに適した形状とし、巻取ドラムの直径は使用するワイヤロープの公称径またはの30倍以上とする。巻取ドラムロープ径の巻満と巻取るワイヤロープとのなす角度は4度以下とする。 索満は使用するワイヤロープに適した形状とし、直径は使用するワイヤロープの公称径またはロープ径の30倍以上とする。 荷重、減速比により選定された材質、寸法ものを機械加工し、回転を確実に伝達する構造とする。 目的に応じた材質、寸法ものを機械加工し、適切な継手及び軸受で固定する。 用途、荷重に適したものを堅固に据え付ける。滑車のワイヤ巻とワイヤロープとのなす角度(フリートアングル)は2度以下とする。ワイヤ巻は使用するワイヤロープに適した形状とし、そのピッチ直径は使用するワイヤロープ径の2.5倍以上とする。材質は鉄鍍、鋼製、またはナイロン樹脂とする。ただし滑車の直径については、ワイヤ受け車等の荷重の支持を目的としないもの及び安全上支障のない用途ではこの限りではない。 使用目的、強度、並びに重量等を考慮した材料を溶接、又はボルト止めする。組立ボルトは中ボルトを使用し、懸垂荷重等による応力・変形に十分耐える構造とする。 JISマーク表示品またはこれと同等の製品とする。ワイヤロープに加わる荷重は、定格積載の吊物静止時においてJIS破断荷重の1/10以下とする。ワイヤロープと吊物機器との接続は緊結する。 引綱ロープに加わる荷重は定格積載の吊物機構静止時において、そのロープの引張強さの1/10以下とする。 φ9mmロープ(黒染め金剛打)とする。 用途、荷重に応じた形式、材質のレールを使用し吊荷重に耐え、幕の開閉が円滑に行える構造とする。開閉ランナーは、軸部にベアリング入りとする。 引綱ロープを容易に固定でき解除が容易に行えるものとし、分銅と吊物がバランスされている時のズレ止めとする。 定格積載に応じたハンドル式とし、手を離してもブレーキがきき、逆転しない構造とする。滑車・巻取ドラムの直径は、使用するワイヤロープ径の1.5倍以上とする。 使用するバトンパイプには構造用鋼管、配管用炭素鋼管等を使用する。継ぎ目には芯を入れ溶接ボルト(ネジ)等で固定する。塗装方法は焼付塗装とする。 上下2段のバトンを短冊型のプレートで溶接してつなぎ、梯子形に組み立てたバトンである。積載荷重の比較的大きいバトンまたはバトンの曲がりを少なくする場合等に使用される。	⑩ マシンベース ① 制御盤 ② 操作盤 ③ 機能 ④ 配管配線 ⑤ リミットスイッチ ⑥ ファイナルスイッチ ⑦ インバータ ⑧ レベル設定機能 ⑨ 過負荷防止装置	マシンベースは設置される機器に応じた構成とし、JIS規格の鋼材を使用する。電動機、減速機などの各機器が振動したり移動したりしないような構造とする。 各装置の使用目的に応じた配線用遮断器・電磁接触器・補助继电器・端子台等を取付板に組立てる。操作盤(操作部)の操作に対して、舞台機構を適切に起動停止し、速度等を制御する。 操作盤形状 ・壁面自立型 ・壁面埋込型 ・床固定型 ・可搬式操作パネル ・その他 操作に必要な総ての押釦・表示灯等を組込む。配列・タッチ機能付等、監督員との協議の上決定する。 ・可変速機能 ・グループ運転機能 ・位置決め機能(レベル設定) ・過積載検知機能 ・過積量数値表示機能 電線、ケーブル、電線管、ケーブルラック等の選定は、監督員との協議の上決定する。 動力を用いた機構もしくは電気的な確認を必要とする機構において、使用条件に応じ、プランジャー型、ローラレバー型等のリミットスイッチをカム、けり金具、又はフレーム本体等で動作させ、用途上必要な停止位置、動作範囲の限度、または確認位置で自動的に電気回路の開閉が行えるものとする。 上限・下限停止位置(開閉停止位置)を超えた位置にリミットスイッチ等を設け巻上機の起動・停止回路より上位の電源を遮断させる。異常動作を確実に検出できるよう、バトンパイプの上昇またはカウンターウェートの昇降から検出することを原則とする。電動巻取式バトン等の下限ファイナルスイッチはワイヤードラムの動きから検出してよい。 制御方式は、正弦波パルス幅変調方式とする。高調波ノイズ対策用として零相リアクトル、(ラインノイズフィルタ)付とする。高調波流出対策用としてACリアクトルまたはDCリアクトル付とする。 PLCまたはPCを使用し、操作スイッチ、テンキーにより、装置停止位置、速度を指令する。各装置は設定された速度で実行され、パルスエンコーダの値が指令値と一致する時、自動的に停止する。装置、現在値等をモニタに表示させる。 荷重が設計荷重(許容荷重)以上になった時、駆動装置の作動を自動的に停止、または警報を発する。(懸垂物安全指針・同解説の適用範囲のものに限る。)	
工事概要	1)、工事名称 2)、工事場所 3)、工事内容						かつらぎ総合文化会館 AVホール舞台吊物機構 改修工事 和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2454 1)舞台機構設備工事 2)舞台諸葛工事
一般事項	① 適用範囲 ② 適用規準類 ③ 設計図書 ④ 基準強度 ⑤ 使用機材 ⑥ 工場社内検査 ⑦ 現場管理 ⑧ 養生その他 ⑨ 既設設備の確認 ⑩ 施工計画書等 ⑪ 工事記録写真 ⑫ 発生材の処理 ⑬ 試運転 ⑭ 完成図書 ⑮ 無償保守 ⑯ コリンスへの登録 ⑰ 品質確保 ⑱ 特記事項	本特記仕様書は、上記の工事概要における工事内容に適用する。一般事項後は、項目の番号に○印の付いたものを適用する。 本特記仕様書を採用するにあつて、建築基準法、労働安全衛生法等の法令、規則による他、必要に応じて、以下に定める指針、規準、規格等を適用する。ただし、本工事に関係しない事項は適用しない。 かつらぎ町契約規則及びかつらぎ町工事等施行に関する事務取扱要領 工事請負契約書 懸垂物安全指針・同解説(日本建築センター) 建築設備耐震設計・施工指針(日本建築センター) JATEET-M-6030-4吊物機構安全指針・同解説(劇場演出空間技術協会) JATEET-M-5040-2床機構安全指針・同解説(劇場演出空間技術協会) 日本産業規格(JIS)、日本電機工業会標準規格(JEM) 日本電気規格調査会標準規格(JEC) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)					
		設計図書とは、本特記仕様書及び、図面(現場説明書及び、質疑応答を含む)をいう。 機器機材の強度は、建築基準法の規定及び各種基準による他、用途、使用頻度、荷重状況、信頼性等を考慮して、各メーカーの示す選定条件を満たすものとする。 機材等の指定がある場合は、該当する機材を使用し、特記なき場合は新品とし、日本産業規格品若しくは同等品を使用する。 各機器の外寸法検査、巻上機等の無負荷運転を行う。速度、電流、電圧を測定する。各検査状況を写真及びデータを記録し提出する。 本改修工事は労働安全衛生法等の関係法令の規定により施工し、工事工程は監督職員と打合わせの上、工程表を作成し、監督職員の承諾を受け、契約期間内に完全に施工すること。 工事を施工するに当たり既設建物及び既設設備が損傷・汚損の恐れがある場合は養生し、十分注意施工すること。万一損傷・汚損した場合は、速やかに適切な処置をとると共に、監督職員に報告し、指示がある場合はこれに従うこと。なお、これに要する費用は請負者の負担とする。舞台面については、工事部外者が立ち入ることの出来ないように安全柵、表示を行うこと。 工事施工者は工事着手に当り、事前に現場調査を行うこと。設計図書との違い及び工事範囲内に協議の上寸法等を決定すること。 記載されていない内容については、着手前にその内容について監督職員と協議を行うこと。 各設計図に記載する既設寸法等については参考寸法であるため施工前に現場実測を行い、監督職員と速やかに協議を行うこと。 工種別に、機器、機材、工法などを具体的に定めた施工計画書を作成し監督職員の承諾を受ける。 各工事段階(工事前、工事中、完成後)の工事写真を整理し補足説明を付けて提出する。特別提出方法がなき場合、電子媒体で作成したものを提出する。 工事中に発生した撤去材、残材等は関係法令に準拠し、適正に処理すること。鉄、ワイヤロープ類は再資源化施設にて処理すること。 各部確認の上試運転を行い騒音、振動、異常等のチェックし、異常のあった場合は処置を行った上、速度、電圧、電流等を測定し記録する。工事完了後、(社内運転成績書)報告書を提出すること。 工事完了後、完成図を作成し提出する。完成図の作成にあつては、設計図書(承認図)を訂正して完成図としてよい。 本工事引渡し日から3カ月間に、1回の保守点検調整を行う。尚、機器の保証期間は、引き渡しから12カ月間とする。 工事実績情報サービス(コリンス)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として登録機関に登録をする。 品質を確保するため、舞台機構設備施工業務は以下の実績を有する専門業者によるものとする。 (1)建設許可業「機械器具設置工事業」(国土交通大臣、特定建設工事許可)の取得業者であること。 (2)直近の経営事項審査結果通知 機械器具設置 総合評価点が950点以上であること。 (3)施工業者は、JATEET(劇場演出空間技術協会)正会員であること。 (4)ISO9001認定取得業者であること。 (5)平成25年度以降(過去10年間)に完成、引渡しをした、固定席1200席以上のホールの新築、増築又は改築工事に係る舞台機構の工事を元請(単独または共同企業体の出資比率20%以上の構成員に限る)として施工した実績(増築又は改修工事については、当該増築又は改修工事部分に限る) (6)緊急対策能力の確保、舞台機能の故障は公演の実施に直結し、延期や中止による多大な損害を招く恐れがある。そのため、本現場に対して緊急連絡から概ね2時間程度で専門技術者が現地に到着し、復旧作業を開始でき体制を有すること。 (7)過去15年以内において、本施設の舞台機構設備点検業務を通算3年以上受託した実績を有すること。 (8)既存舞台吊物機構保守点検業者に対して、事前に製作図面及び制御プログラム等を提示し、十分な協議のもと施設管理者及び既存舞台吊物機構保守点検業者の確認をとること。その後、監督職員の承認を受け、機器機材・諸幕の制作にとりかかること。 (9)本工事において、既存舞台吊物機構保守点検業者により工事期間内に既存設置機器との連動機能を確認すること。 (10)機器の動作確認時に不具合が生じた場合、速やかに補修及び是正を行うこと。 上記、(8)～(10)に係る費用については受注者負担とする。 舞台吊物機構の既設機器、更新機器との調整は、施工に十分留意すること。安全上の観点から現場を熟知している既存点検業者にて、既設機器と更新機器で使用する装置及び、製品が適正に連動し機能するかの動作確認を工事期間内に行い、既設舞台吊物機構点検業者に「性能見解書」を提出すること。 上記、特記事項に係る費用については受注者負担とする。 ※ 工事施工業者は特に⑭、⑱を厳守すること。					
		※床機構 機器性能	1. 機構方式 2. 電動機 3. 減速機 4. ブレーキ 5. ラック・ピニオン 6. スクリュー、ナット 7. チェーン 8. スパイラルリフト 9. フレーム	電動で駆動する機構は以下の方式とする。 ・ラック・ピニオン式 ・ネジ(スクリュー・ナット)式 ・ワイヤロープ又はチェーン式 ・フリクション式 ・シザース式 ・レバー式 ・カム式 ・油圧式 ・スパイラルジャッキ式 ・エア浮上式 電動機は起動時、加速時、定常運転時とも電動機に許容される負荷容量以下で使用する。 減速機は入力動力、出力トルク、回転速度、減速比などを考慮して、適した方式(ウォーム、ベベル等)仕様のものを選定する。 ブレーキは動力が供給されていないときにスプリングなどによってブレーキトルクが発生する方式とする。ブレーキトルクは昇降、傾斜など重心の上下移動をともなう床機構では定格積載の停止時に停止状態を保つために必要なトルクの150%以上とする。走行、旋回などの水平移動では定格運転トルクの100%以上とする。 床機構に使用する歯車、ラック・ピニオンは用途、荷重等に適した材質、形状とする。 床機構に使用するスクリューは用途、荷重等に適した材質、形状とする。スクリューに使用するナット(雌ネジも同様とする)。 床機構の昇降、吊下げ、水平移動に使用するチェーンはJISマーク表示品またはこれと同等の強度を有する製品とする。昇降に使用するチェーンは、原則として2本以上のチェーンを使用する。チェーンの荷重は、定格積載の制止時JIS破断荷重の1/10以下とし、起動停止時または地震時においてJIS破断荷重の1.5/10以下とする。 荷重、速度等の使用条件に対して、製造所の推奨するサイズを選定する。 床フレームは、床機構の荷重に応じた構成とし、JIS規格の鋼材を使用する。部材の応力度は所定の荷重の荷重に対し許容応力度以下、たわみは支持スパンの1/300以下になるようにする。			
		※電気工事 機器性能					
		※幕工事					
		※その他 塗装					

単線接続図

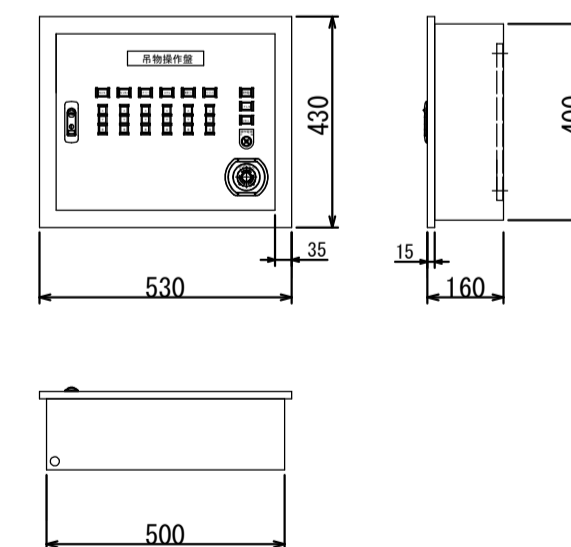


サスペンションライト (1) 巻取りスクリーン ファーthestライト 美術パネル ホリゾンタル幕
サスペンションライト (2)

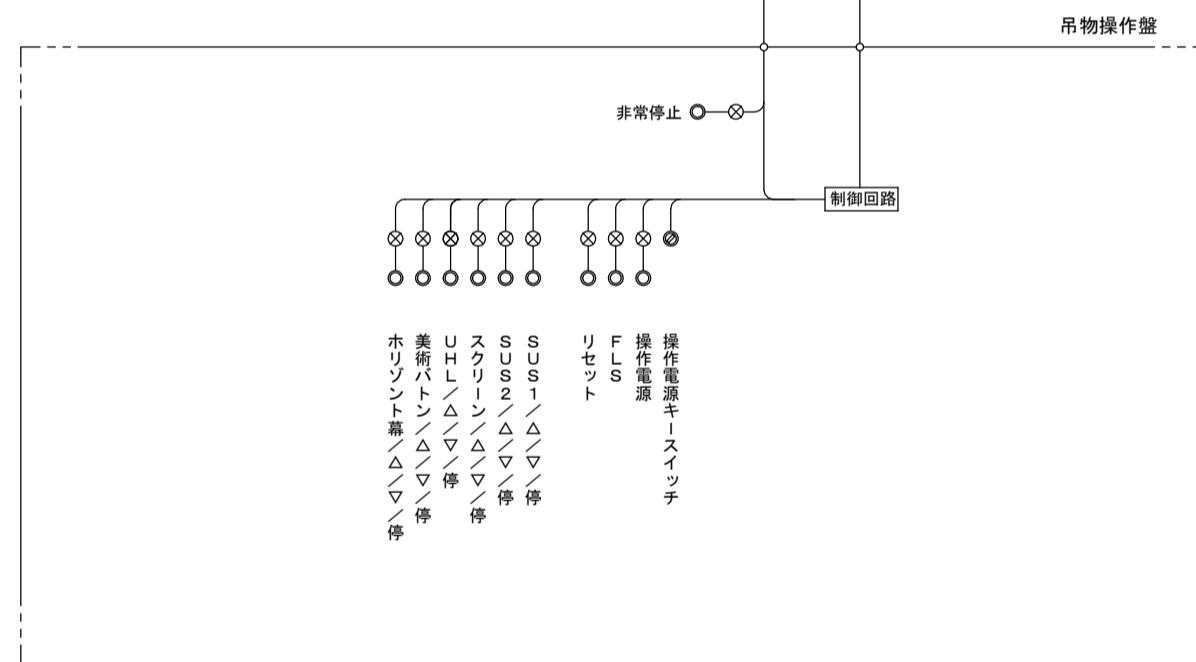
吊物制御盤



吊物操作盤



凡 例			
記号	名称	記号	名称
MCCB	ノーフェーズブレーカー	⊗	PL (パイロットランプ)、照光式
MC	電磁接触器	⊙	キースイッチ
MMCB	モーターブレーカー	⊙	押釦スイッチ
MCU/D	可逆電磁接触器	LSW	リミットスイッチ
MCO/C		FLS	ファイナルリミットスイッチ
M	誘導電動機 (モーター)	PS	直流安定化電源
MB	電磁ブレーキ	NF	ノイズフィルタ
RF	整流器	TR	変圧器
CP	サーキットプロテクタ		
PLC	シーケンサ		
FL	盤内照明		
Ⓜ	コンセント		



A Vホール単線接続図/吊物制御盤・操作盤外形図